

## 公表の対象となる防火対象物

消防法施行令 別表第一	用 途
(1) 項イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
(1) 項ロ	公会堂、集会場、公民館、結婚式場
(2) 項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
(2) 項ロ	遊技場、マーチャン店、パチンコ店、ボウリング場、ダンスホール
(2) 項ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗
(2) 項ニ	カラオケボックス、インターネットカフェ
(3) 項イ	待合、料理店
(3) 項ロ	飲食店
(4) 項	百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場
(5) 項イ	旅館、ホテル、宿泊所
(6) 項イ	病院、診療所、助産所
(6) 項ロ	老人短期入所施設
(6) 項ハ	老人デイサービスセンター
(6) 項ニ	幼稚園、特別支援学校
(9) 項イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場
(16) 項イ	複合用途防火対象物
(16の2) 項	地下街
(16の3) 項	準地下街